

令和元年度福島県社会福祉審議会第1回児童福祉専門分科会議事録

○日時 令和元年10月30日(水) 14:30～16:20

○場所 福島県庁本庁舎5階 正庁

○内容

1 開会

2 あいさつ(吉成宣子こども未来局次長)

3 出席委員及び事務局紹介

・出席委員

篠原清美委員、吉川三枝子委員、原寿夫委員、板垣俊太郎委員、鎌田真理子委員、原野明子委員、関根未希委員代理(渡辺和子委員)、江川純子委員代理(渡部光子委員)(安齋節子委員、三保恵一委員、本名由美委員は欠席)

・関係機関

福島県中央児童相談所 筒井あかね判定課長

福島県大笹生学園 角田敏明園長

福島県教育庁(特別支援教育課) 和知学主任指導主事

・事務局

福島県こども未来局 吉成宣子次長

福島県児童家庭課 菅野寿井課長、後藤竜也主幹、清水川健児主任主査、門脇俊平技師、佐久間健二主事、大迫洋斗主事

4 議事

・定数確認(分科会委員11名のうち8名が出席)

・議事録署名人として篠原清美委員、吉川三枝子委員を選任

(1)「大笹生学園のあり方」(諮問)

・吉成次長から鎌田分科会長へ諮問書(別紙参照)を手交

(2) 専門分科会の役割及びスケジュール

・事務局から【資料1】により説明

【資料1】令和元年度福島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会について

(事務局)

- ・専門分科会は、令和元年度中に3回程度の開催をもって審議し、県に意見答申する。
- ・想定スケジュールは今回(第1回)、12月上旬(第2回)、2月上旬(第3回)となる予定。
- ・大笹生学園のあり方については、第1回専門分科会終了後に県が行う県内の社会福祉法人に対する意向照会の結果を踏まえ、令和元年度末に答申する。

(3) 大笹生学園の現状及び施設のあり方の検討

- ・事務局から【資料2】～【資料3】により説明

【資料2】大笹生学園のあり方検討意見具申(構成検討)

(事務局)

- ・大笹生学園のあり方検討についての意見具申の構成としては、記載内容のとおりである。こちらの内容で、答申までのイメージを持っていただきたい。

【資料3】大笹生学園のあり方検討の論点について

(事務局)

- ・参考資料6を基に学園の概要及び特徴的な取り組みなどについて説明
(平成26年に新園舎完成。入所児童の性別、年齢、特性や状態に応じた支援が出来るよう個室をA～Dの4つのユニットに分け、運営に当たっては、A、B、C・Dの3ユニットとしている。新園舎完成後の入所児童数は概ね30名程度で推移しており、現在は70%以上が県北地方出身者で占められている。また、重複障害のある児童数も70%を超えている。)
- ・全国の福祉型障害児入所施設の状況等について説明
(全国の福祉型障害児入所施設のうち15%が公営であり、85%が私営である。また、47都道府県中、公営がゼロという自治体は28都道府県(約60%)存在する。)
- ・法制度の改正等、施設利用児童の状況の変化について説明
(児童福祉法が平成24年に改正され、「精神障害」が追加される。また、通所・入所の利用形態別に区分され、「障害児通所支援」と「障害児入所支援」に再編・一元化される。18歳以上の入所者は、障害者施策(障害者総合支援法)で対応することとなった。)
- ・施設利用児童の変化について説明

(入所児童数は年々減少傾向にあるが、近年は発達障がい等の多様な障害や、重複障害を持つ児童の割合が多くなっていることから、児童相談所等の福祉関係機関との連携及び医療機関や特別支援学校とのさらなる連携強化が求められている。)

・大笹生学園の見直しの必要性について説明

(県で県社会福祉審議会の意見具申を踏まえ、これまで県立施設を10施設民間移譲し、6施設に指定管理制度を導入するなど「民間に任せられるものは民間へ」という考えに基づき、見直しを進めてきた。大笹生学園についても、県で策定した「県立社会福祉施設のあり方見直しについて(策定方針)」において、新園舎完成後に社会福祉法人への移譲等について検討していくとされている。)

(鎌田分科会長)

・現在入所している県外児童2名は、県外施設からの依頼があつて受入を行ったものか。

(大笹生学園)

・もともと保護者が県内在住で子どもを入所させていたが、都合により県外へ引っ越すこととなったために県外からの入所扱いとなっている。

(鎌田分科会長)

・措置入所と契約入所の基本的な仕組みについて改めて教えてほしい。

(事務局)

・基本的には保護者との契約による契約入所となるが、保護者による虐待等などのやむを得ない場合に児童相談所による措置入所という形となる。

(吉川委員)

・措置入所児童の割合について、学園と民間施設で差はあるのか。

(事務局)

・学園における措置入所と契約入所の割合は、6:4となっており、民間の平均と比較すると措置の割合が若干多い傾向にあるが、とりわけ措置入所を多く受け入れている訳ではない。

(原野委員)

・参考資料6にある職員数は、日中一時支援事業を提供する人数をカウントした上での人数という認識で良いか。

(事務局)

- ・すべてのサービスを提供する上での人数となっている。

(原野委員)

- ・日中一時支援事業を無くすことができれば、児童指導員や保育技師を減らすことができるのか。

(大笹生学園)

- ・日中一時支援事業は空床利用のため、利用者の数が減れば当然入所を受け入れることもできるが、日中一時支援事業の利用を希望している人は多く、受入数を減らしてしまうと既存の体制が崩れてしまう。

(鎌田分科会長)

- ・需要と供給があるということで問題ないのではないか。

(篠原委員)

- ・本県の特別支援学校（知的障がい）について、特に県北の伊達地区と安達地区がこれから整備される予定であるのならば、それらが開校するまでは県立施設としても問題ないのではないか。

(事務局)

- ・今回の議論は「運営方式をどうするか」について今年度内に方向性を決めることが最終的な目標となる。主たる対象が知的障がい児である県内の福祉型障害児入所施設は、8施設、うち県直営は大笹生学園のみとなっている現状を踏まえ、民間移譲や指定管理制度といった運営方式の是非について積極的に議論願いたい。

(鎌田分科会長)

- ・資料3にある内容について、学園のあり方や必要性の検討を中心としてこれから各項目についてご意見を頂戴したい。

【1 学園のあり方検討の背景と必要性】

(1) 社会情勢の変化による新たな課題等

(鎌田分科会長)

- ・埼玉の国立秩父学園のように、大笹生学園では福島県内の福祉型障害児入所施設の中でも特に専門的な支援を行ってきているのだろうか。

(大笹生学園)

- ・これまでに学園では、児童発達管理責任者を中心に職員の各種研修会の積極的な参加を促し、子どもの障がいや自閉症など様々なケースであっても、職員一人一人が同様の支援をすることが可能となるような体制をとっている。

(鎌田分科会長)

- ・参考資料を見ても分かるように、他の入所施設と比べても、働いている職員はよくやっていることがわかる。

(原野委員)

- ・参考資料6の施設概要の内容を資料3に組み込んだ方がわかりやすい。
- ・県立の児童自立支援施設や乳児院など他施設で仕事を経験している知見のある職員が、今後も学園にいるほうが運営上良いと思う。

(吉川委員)

- ・現場の経験が、政策形成に活かされる場合が多い。

(事務局)

- ・民営化した場合であっても、県には障害児・者について検討できる自立支援協議会本会及び専門部会など、民間の見識者の意見等を聴取できる機会が複数あるため、十分反映可能である。

(関根委員代理)

- ・参考資料などから、学園はユニット制を導入するなど非常に専門的な機関であることが分かったが、実際に児童をケアする職員の負担感はどのくらいあるのか。

(大笹生学園)

- ・虐待やネグレクト、愛着障害など様々な要因で入所してくる児童も多いため、自傷や他害する児童や、中には職員に対して反抗的、暴力的な行動をとってしまう児童もいて、一概に簡単な仕事とは言えない。それでも、職員は当園の目標である児童が地域社会の中で自立を目指し健やかに生活できるよう支援している。

(事務局)

- ・参考ではあるが、県内の福祉型障害児入所施設でも桜が丘学園や入所支援事業所アルバなどでユニット制を導入している。

(板垣委員)

- ・資料3では公営の福祉型障害児入所施設がゼロという都道府県数が、28(約60%)あると記載されているが、公営であった施設を民間移譲などすることで、結果的にこの数字となったという認識で良いのか。

(事務局)

- ・お見込のとおりである。全国的にも、民間移譲できる施設はできるだけ民間へ、というような同様の取り組みが広がってきている。

(板垣委員)

- ・民間へ移ることで発生する入所施設におけるデメリットなどはわかっているのか。

(事務局)

- ・民営化における各種メリット・デメリットについては、他県の状況などを確認したうえで、次回お知らせすることとしたい。
- ・なお、先ほど原野委員より県立の職員が様々な施設を経験しているとあったが、補足として児童指導員などには事務職が入っている場合もあり、他施設をまわっている職員もいれば、そうでない職員も一定数いることを申し添えたい。

(吉川委員)

- ・平成24年の児童福祉法の改正によって、障害児の定義が見直されたが、18歳以上の入所児童がスムーズに「者」の施設に移れないことがあると時々耳にする。一人の人生に対して、長い期間において支援可能となる施設があると良いと思うが。

(事務局)

- ・「児」から「者」の施設への移行については、県内の福祉型障害児入所施設(知的障がい児)では大笹生学園を除く7施設において、それぞれ同一法人内に障害者支援施設があるため、スムーズに移行できる環境も複数存在している。

(鎌田分科会長)

- ・最近では、全国的に困難なケースの場合は入所を断る施設も増えてきていると聞く。専門性がない、職員数が足りない、色々理由はあるようだ。こういった困難なケースで「児」から「者」の施設へ移るのができなくなるようなことは学園でもあるのか。

(大笹生学園)

- ・学園だけではないが、20歳を迎えてしまい、「者」の施設が見つからず自宅で待機せざるを得ない場合など、様々なケースがあることは事実であるが、受け入れ先の事情も考えると、依頼元の希望だけでは、簡単に決まらないことが多い。

(吉川委員)

- ・在宅の場合となると、重度障害などに対応できる親が極めて少ないため、そういった親向けの説明機会など支援形態を増やすことも必要となるだろう。

(鎌田分科会長)

- ・親が在宅での支援となった場合に抱え込んでしまうことは問題視されてきているので、施設側だけではなく、あらゆる側面から知恵を出し合って、問題解決に向けて協議していくことが求められるだろう。

(鎌田分科会長)

- ・県内には情緒障害を治療できる施設がないと伺っている。学園では何か取り組みをしているのか。

(大笹生学園)

- ・外部講師の方が職員に向けて、ケースに応じて適切な指導方法を学ばせる研修等の機会を年6～7回程度開催している。そうした機会を活用して見識を深めてもらっている。

(篠原委員)

- ・県では心理職を採用しているのか。多様性に対応するためには多くの人材が必要となる。

(事務局)

- ・県では心理職を採用しているが、急に人数を増やして採用することは難しい。そういった事情もあるため、困難なケースについては学園だけではなく、児童相談所に間に入ってもらいなど、関連機関と連携した上で適切な対応をとっていくことが大事になってくる。

(吉川委員)

- ・児童心理治療施設としての機能を含めて、民間移譲することは難しいのか。

(事務局)

- ・児童心理治療施設は、社会的養育推進計画の中でも検討すべき事項として位置づけられ

ているため、今後も検討していく場を設けて議論する必要がある。

(2) 大笹生学園の見直しの必要性

(原委員)

- ・平成16年に県立社会福祉施設のあり方見直しを行った時にも、私自身民間移譲や指定管理制度の方針の決定に携わってきたが、その後それらの施設がどうなったのか、民間移譲したことによって得られたメリットはあったのか。

(事務局)

- ・仮に移譲先の法人等が、「者」の施設を元々持っていた場合などは、先の議論にもあったように「児」から「者」への移行がスムーズになることなどが考えられるが、詳細については、デメリット面と併せて次回以降報告することとしたい。

(原野委員)

- ・平成16年時点において、大笹生学園はあり方見直しの対象となっていなかったのか。

(事務局)

- ・その時点では大笹生学園はかなり老朽化しており、そのまま民間へ引き継ぐことは困難であり、改修後にあり方検討をする予定であったと聞いている。

(板垣委員)

- ・参考資料3にある施設一覧では、指定管理をしている法人はすべて社会福祉法人福島県社会福祉事業団によって行われているようだが、指定管理制度を導入する場合は大笹生学園も同様に社会福祉事業団に委託することになるのか。
- ・また、運営方針等も委託先が決定していくことになるのか。

(事務局)

- ・委託先の選定は検討委員会にて複数法人の中から最も相応しい委託先を選定するため、始めから社会福祉事業団に決まっているわけではない。当然だが、公平性を担保した上で決定することとなる。
- ・なお、指定管理制度により民間による運営となった場合でも、運営に係る方針等は引き続き県で策定していくこととなる。

(関根委員代理)

- ・今回の話を総括すると、民間に完全移譲、指定管理制度の導入のいずれに場合でも、以下の点について事前に明確にしないことには、正直委員間で判断することも難しいだ

ろう。「県直営を離れた後の、具体的な施設としての方向性を定めること」、「県直営時と民間移譲した後でのメリット、デメリットを比較できるようにすること」、「他県の事例を基に、あり方を検討すること」を検討した上で、今後運用状況がどうなっていくのかを検討し、最終判断してはどうか。

(鎌田分科会長)

- ・確かに大枠のデータは示されているが、質の担保の為に、次回までに精査したデータを提供いただけると判断もしやすいだろう。

(事務局)

- ・次回お示しできるように準備を進めたい。

【2 議論いただきたい項目】

(1) 大笹生学園が果たすべき役割

(板垣委員)

- ・施設概要にもあったが、近年の傾向を見ると入所児童数の充足率は70%弱とそこまで高いとは言えないが、広い県北地区の児童を中心に可能な限り受入を行っていることは評価すべきであり、地域における必要性は非常に高いものであると思う。

(2) 大笹生学園の施設運営方法の検討

(鎌田分科会長)

- ・現在は在宅でのケアが増えてきている影響により、一部の入所施設では定員が充足できないとの話を聞くことがあった。施設の経営が赤字になってしまうようでは、委託を引き受けてもらえない可能性もあるだろう。今後運営面で財政が厳しくなってしまうことも考えた上で、あり方を検討する必要がある。

(事務局)

- ・指定管理制度を利用するとなれば、法人には委託料も入り、県が収支を確認した上での運営となることから、経営的な面で赤字になることはない。しかし、移譲となると運営方針まで法人で決定することとなり、経費も法人の完全有償になってしまうため赤字にならないとは言い切れない。

(鎌田分科会長)

- ・民間移譲と指定管理制度における、収支面での影響も調べておいてほしい。

(事務局)

- ・メリット・デメリットで比較できるようにして次回お示しする。

(原野委員)

- ・学園の運営方法には、ぜひとも家庭を含めた保護者に対するケアも入れておいてほしいところだが。

(事務局)

- ・福祉型障害児入所施設においても、積極的な家庭側への支援が必要となってきたため、前向きに検討したい。

(関根委員代理)

- ・家庭を含めた保護者に対するサポートを運営面で組み込むことは、家庭支援が必要不可欠の現代において必要なことだろう。
- ・学園では保護者と面会できる仕組みはあるのか。

(大笹生学園)

- ・基本的に契約入所の場合の面会は可能であるが、措置入所となった場合は、児童相談所の判断で面会の可否を判断することとなる。実際、何年も面会していない保護者もいれば、毎週末自宅に帰る子もいる。

(鎌田分科会長)

- ・引き続き児童相談所との関わりを大切にしていきたい。
- ・第2回目の会議に向けて、事務局で資料を揃えておいていただきたい。

5 その他

(鎌田分科会長)

- ・終了予定時刻を超過しているが、その他ご意見等はおありか。

※委員から意見等無し

(鎌田分科会長)

- ・本日本日予定していた議事についてはすべて終了とする。
- ・熱心な御議論に心より感謝したい。

6 閉会

この記録の正確なることを認め署名する。

令和元年12月13日

議長 分科会長

鎌田真理子

署名人 委員

篠原清美

署名人 委員

吉川三枝子

